

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、山陽小野田市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 35 条第 1 項に規定する条例の見直しを検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から諮問された事項に対する答申を終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(説明等の聴取)

第6条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。